

～データで見る新宿区国民健康保険の現状と課題～
(平成28年度)

新宿区国民健康保険の現状と課題

1 国民健康保険事業概要

(1) 事業目的

国民健康保険の健全な運営を通して「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」こと（国民健康保険法第1条）です。

(2) 事業内容

保険料の徴収等によって財源をつくり、それを基に「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う」こと（国民健康保険法第2条）です。

2 関連データ

(1) 国民健康保険被保険者数の推移・構成

新宿区における国民健康保険被保険者（以下「被保険者」といいます。）数の推移は、概ね横ばいです。

日本人の被保険者数については減少しています。これは、新宿区からの転出、社会保険への加入、後期高齢者医療制度への移行等が主な理由と考えられます。外国人の被保険者数については増加傾向となっています。

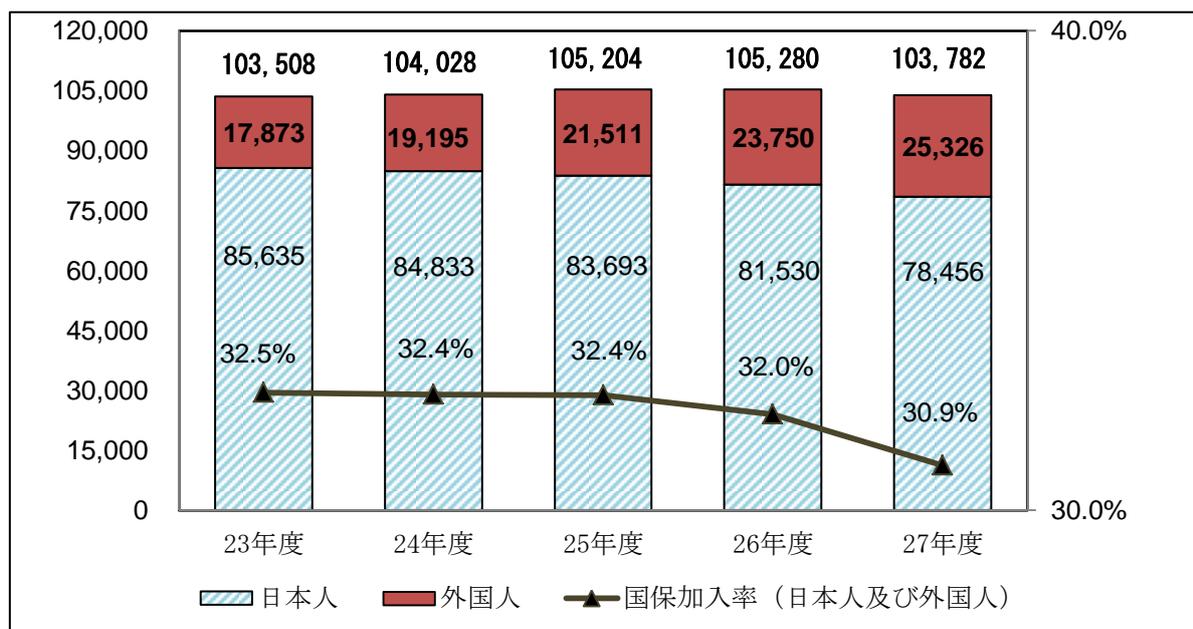
なお、平成28年10月からパート、アルバイト、契約社員等の社会保険の適用が拡大されることにより、被保険者数は減少すると思われます。

平成27年度末時点の被保険者数は、日本人と外国人を併せて103,782人です。

平成28年4月1日の新宿区の人口が335,510人であることから、国保加入率は約30.9%となります。

図1 新宿区における被保険者数の推移（各年度末）

（単位：人）

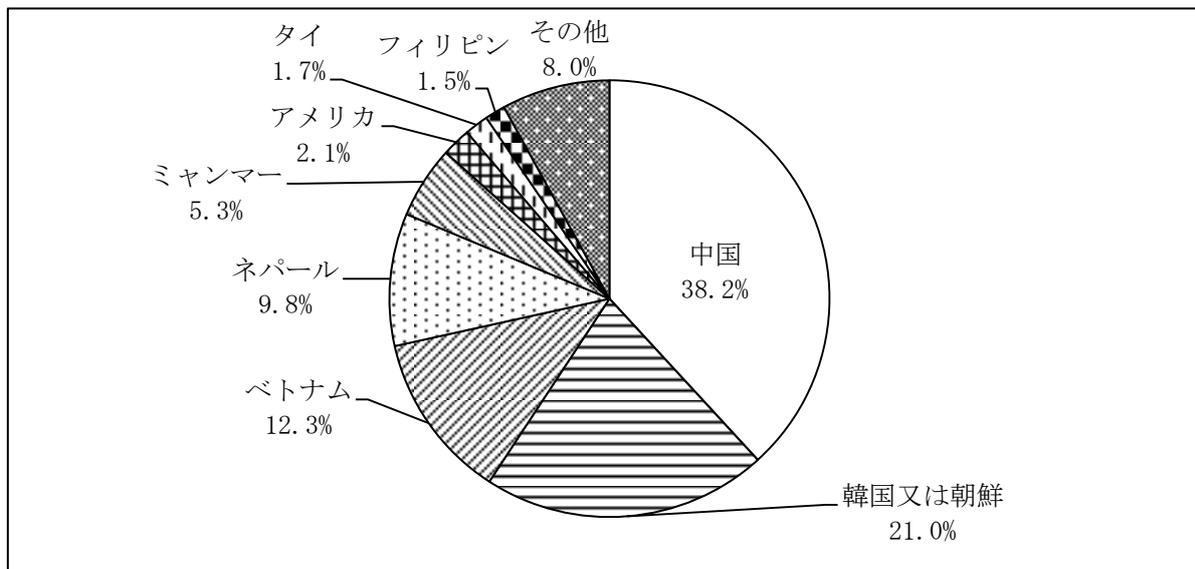


【平成27年版国民健康保険事業概要（新宿区）より作成。ただし27年度の数値は、平成27年度決算資料】

外国人被保険者数のうち、国籍別割合は図2のとおりです。

図2 外国人被保険者の国籍別割合

(平成27年度末現在)

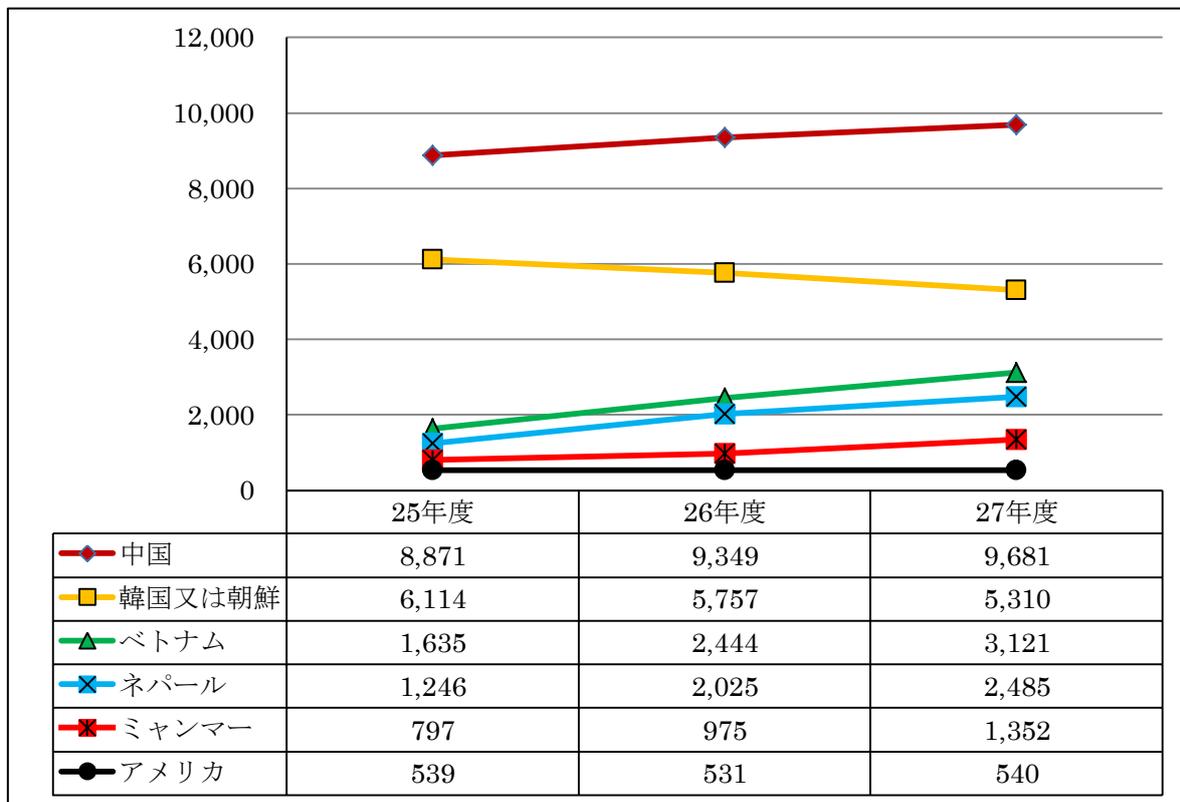


【平成27年度決算資料より】

現在は中国籍がもっとも多く、韓国籍（又は朝鮮籍）、ベトナム国籍と続いています。近年は、ネパール国籍やミャンマー国籍等が増加し、多国籍化がますます進んでいます。国籍別の外国人被保険者数の推移は、図3のとおりです。

図3 外国人被保険者数の推移（国籍別）（各年度末現在）

(単位：人)

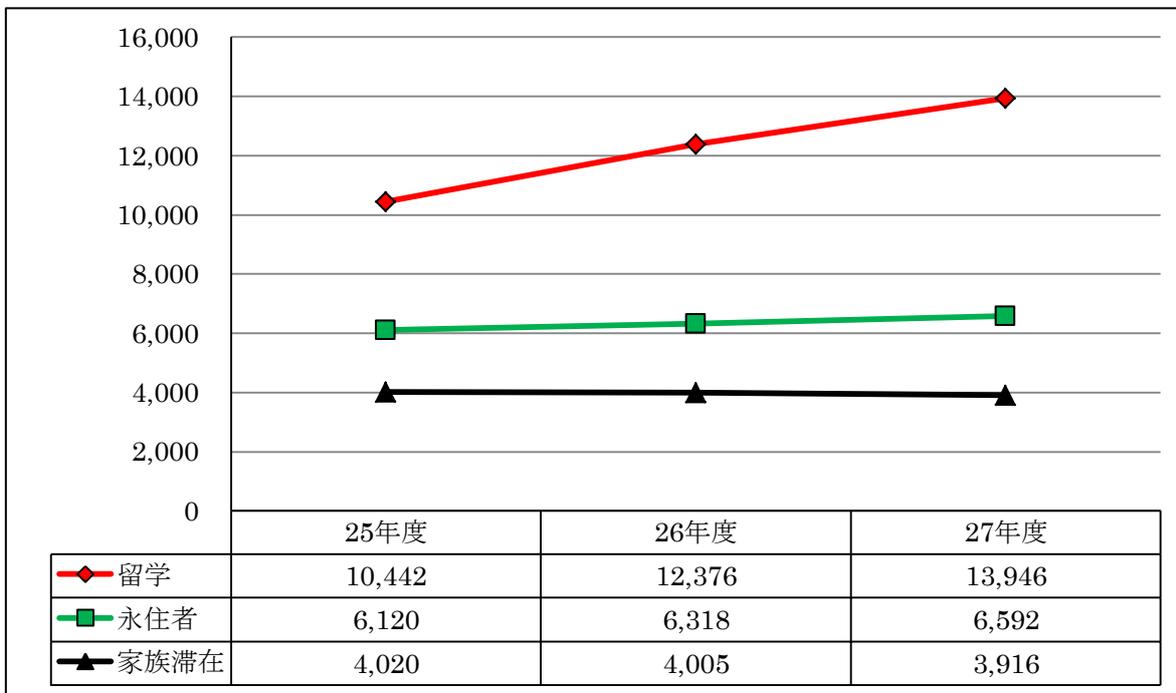


【平成27年度決算資料より】

図4は新宿区の外国人在留資格別推移（上位3資格）を表しています。被保険者のデータでは、在留資格別のデータがないため、住民基本台帳のデータを使用しました。

資格区分「留学」の被保険者数の増加が顕著であり、留学生は国民健康保険に加入することから、留学生の増加が外国人被保険者数の増加につながっていると考えられます。

図4 新宿区外国人住民在留資格別の推移 (単位：人)



【平成27年度決算資料より（戸籍住民課）】

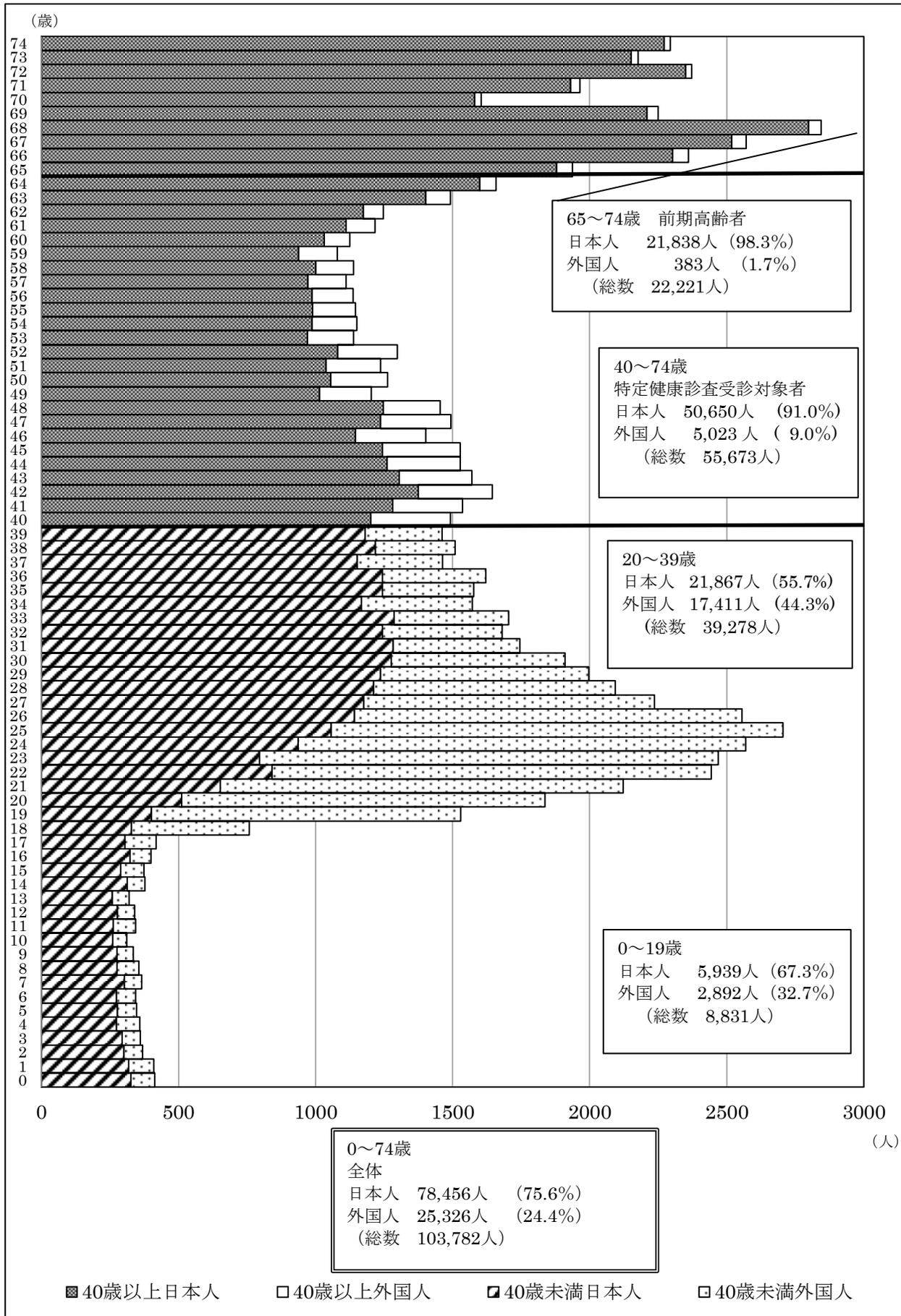
(2) 被保険者の年齢構成

図5は、0～74歳までの年齢別被保険者数の分布及び日本人と外国人の内訳を表したものです。20～39歳の若年層で外国人の比率が44.3%（外国人17,411人／総数39,278人）と特に高く、外国人留学生が多い（平成27年度13,946人、図4のとおり）ことが影響していると推測されます。

68歳をピークに65～69歳に高い山が見られますが、団塊の世代がこの年齢層に達していることが考えられます。

図5 新宿区年齢別被保険者数 日本人、外国人内訳

(平成27年度末現在)



【平成27年度決算資料より】

(3) 被保険者の年齢構成比較

表 1 は、新宿区、特別区、都内、全国の年齢階級別の被保険者数とその構成比を比較したもので、図 6 は、表 1 の構成比を帯グラフで表したものです。表 1 の再掲（65～74 歳）は、前期高齢者数を抽出したものです。

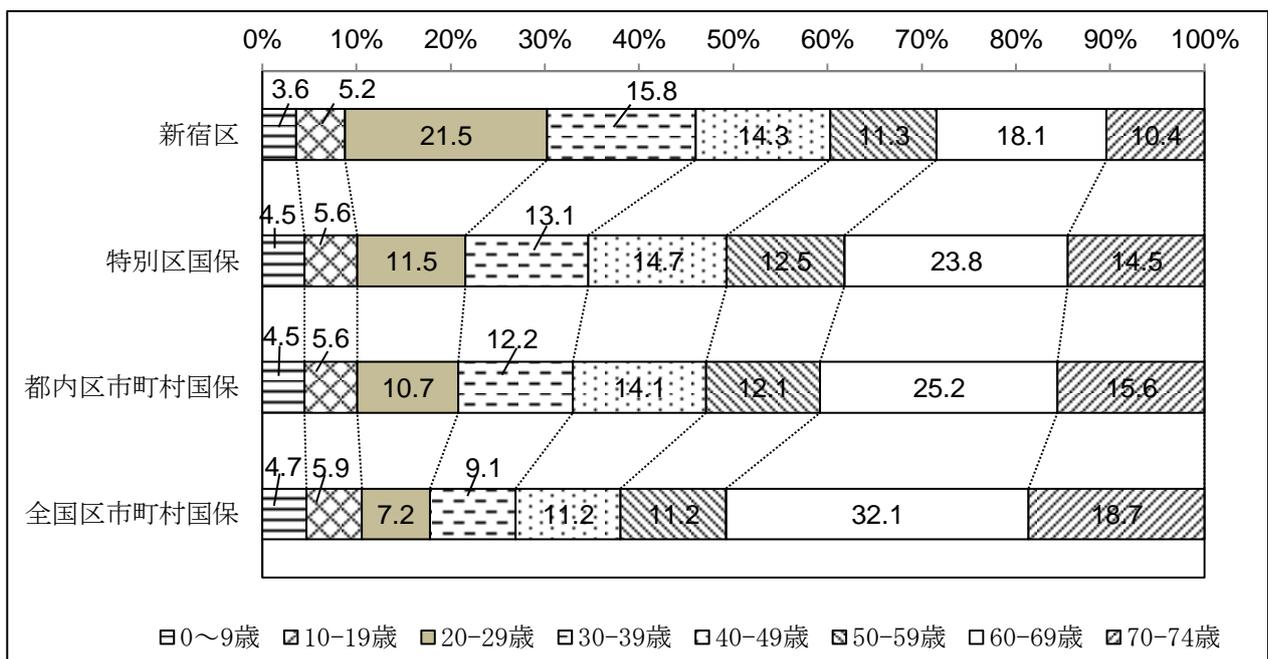
新宿区における被保険者の特徴は、他自治体と比較して 20～29 歳の比率が高く、60～69 歳及び 70～74 歳の比率が少ないことが分かります。20～29 歳が多い理由としては、図 5 に見られるように、この年代の外国人被保険者が多いことが挙げられます。

表 1 被保険者の年齢構成及び構成比 (平成 27 年 9 月末現在)

年齢階級別	被保険者数							
	新宿区国保		特別区国保		都内区市町村国保		全国区市町村国保	
	計 (人)	構成比 (%)	計 (人)	構成比 (%)	計 (人)	構成比 (%)	計 (人)	構成比 (%)
計 (0～74 歳)	105,214	100.0	2,435,291	100.0	3,528,924	100.0	32,606,303	100.0
0～9 歳	3,733	3.6	108,509	4.5	157,567	4.5	1,517,453	4.7
10～19 歳	5,470	5.2	135,110	5.6	197,366	5.6	1,931,850	5.9
20～29 歳	22,627	21.5	280,027	11.5	375,695	10.7	2,351,846	7.2
30～39 歳	16,583	15.8	317,993	13.1	429,621	12.2	2,958,846	9.1
40～49 歳	15,082	14.3	358,268	14.7	498,620	14.1	3,656,406	11.2
50～59 歳	11,841	11.3	305,172	12.5	428,479	12.1	3,652,452	11.2
60～69 歳	18,992	18.1	578,429	23.8	889,679	25.2	10,449,442	32.1
70～74 歳	10,886	10.4	351,783	14.5	551,897	15.6	6,088,008	18.7
再掲 (65～74 歳)	22,723	21.6	717,336	29.5	1,119,876	31.7	12,696,037	38.9

【国民健康保険実態調査 平成 27 年度速報 (厚生労働省) の数値をもとに作成】

図 6 被保険者の年齢階級別構成比 (平成 27 年 9 月末現在)



(4) 新宿区の1世帯当たり被保険者数の特徴

表2は、国保加入世帯数、被保険者数、1世帯当たり被保険者数を表したものです。

新宿区の1世帯当たり被保険者数の特徴は、他自治体と比較して低いことが分かります。理由としては、表3のとおり新宿区は、他の自治体と比較して単身世帯割合が高いことが考えられます。

表2 1世帯当たり被保険者数 (平成27年3月末現在)

区 分	新宿区国保	特別区国保	都内区市町村国保	全国区市町村国保
A : 世帯数 (世帯)	79,023	1,649,098	2,333,393	19,813,317
B : 被保険者数 (人)	105,280	2,467,936	3,578,162	33,025,431
C : 1世帯当たり被保険者数(B/A) (人)	1.33	1.50	1.53	1.67

【国民健康保険事業年報 (厚生労働省) より】

表3 新宿区、全国区市町村国保別 単身世帯割合 (平成26年9月末現在)

区 分	新 宿 区 国 保	全国区市町村国保
A : 世帯数 (世帯)	79,532	20,083,250
B : (再掲) 単身世帯数 (世帯)	61,433	10,985,950
C : 単身世帯割合 (B/A) (%)	77.2	54.7

【新宿区は、平成26年度決算資料、全国区市町村国保は、国民健康保険実態調査 平成26年度 (厚生労働省) の数値をもとに作成】

(5) 新宿区被保険者の1人当たり所得額 (旧ただし書き方式による課税標準額) の特徴

「旧ただし書き方式」とは、地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から区市町村民税所得割の基礎控除 (平成28年度は33万円) をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

表4は、被保険者数、旧ただし書き方式による所得額 (課税標準額)、1人当たり所得額を表したものです。

新宿区の1人当たり所得額の特徴は、全国区市町村国保と比較して高いことです。

しかし、都内区市町村国保と比較するとやや低い位置づけとなっています。

表4 被保険者1人当たり所得額 (旧ただし書き方式による課税標準額) (平成26年9月末現在)

区 分	新宿区	都内区市町村国保	全国区市町村国保
A : 被保険者数 (人)	106,554	3,642,330	33,694,032
B : 旧ただし書き方式による所得額 (課税標準額) (平成25年) (千円)	104,333,363	3,695,048,587	22,793,336,454
C : 被保険者1人当たり所得額 (課税標準額) (B/A) (千円)	979	1,014	676

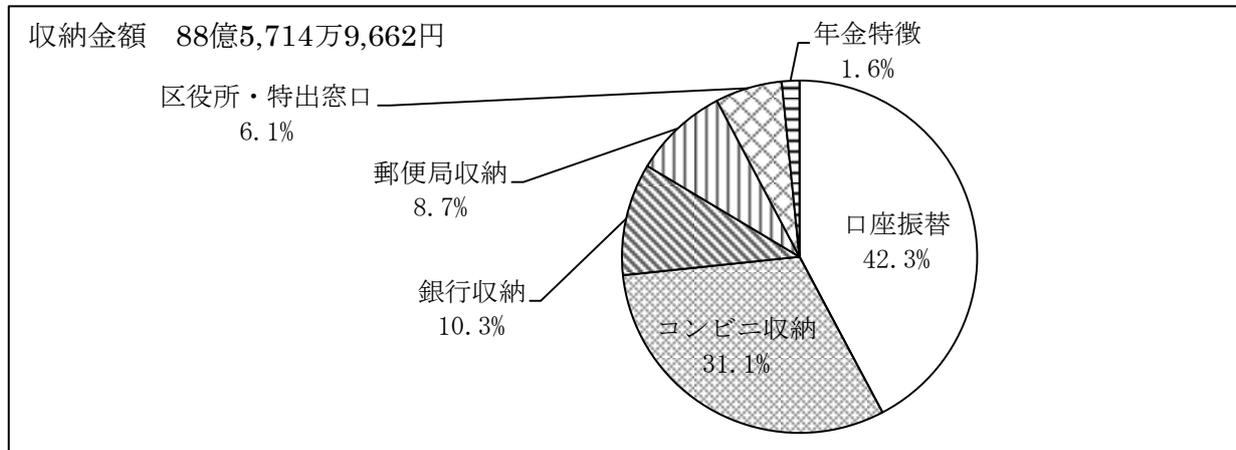
【国民健康保険実態調査 平成26年度版 (厚生労働省) より】

(6) 収納状況

図7は平成27年度現年分保険料の収納種別金額の内訳を表したものです。

この図から収納金額の多い順に、口座振替>コンビニ収納（モバイルレジを含む）>銀行収納>郵便局収納>区役所・特別出張所窓口>年金からの特別徴収、ということが分かります。

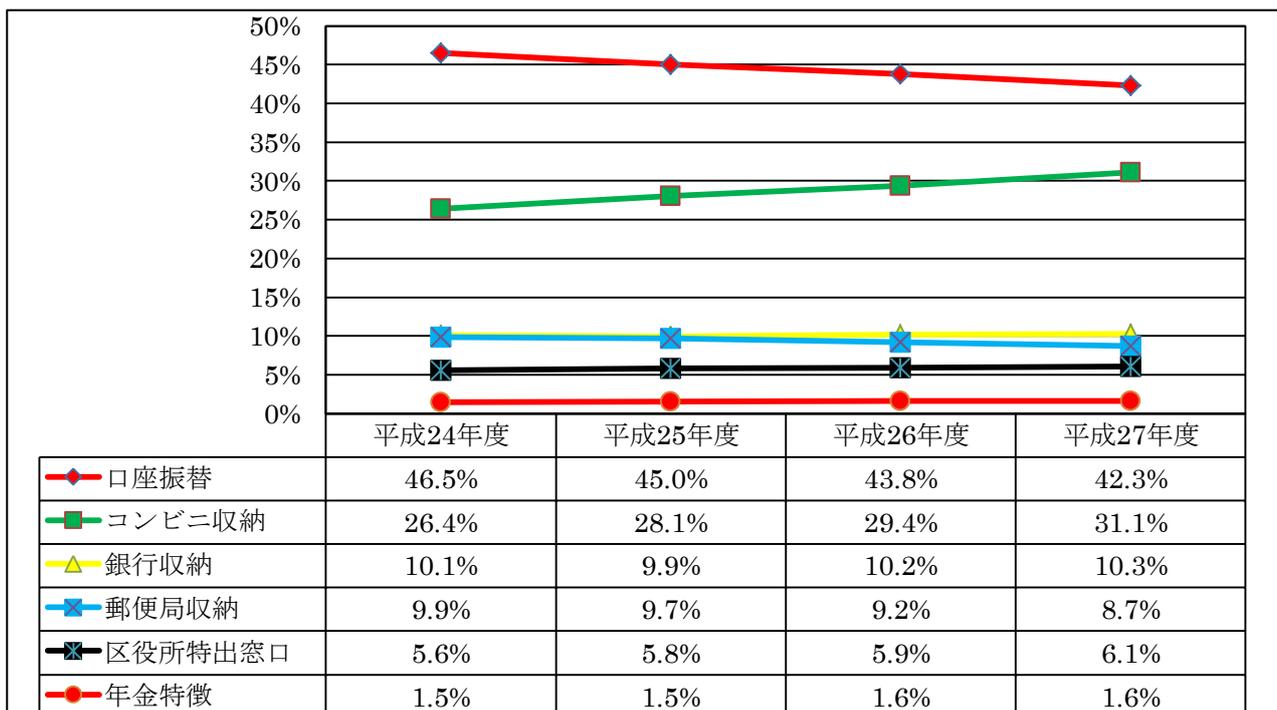
図7 平成27年度現年分保険料 収納種別の割合



【平成27年度決算資料より】

図8のとおり、収納金額種別の口座振替の割合は年々減少する一方、コンビニ収納額の割合は増加しています。これは、コンビニ収納が、休日・夜間の納付が可能など被保険者にとって利便性が高いことが影響していると考えられます。また、この間保険料収納率は、後掲の表6のとおり微増していることから、収納確保策として、口座振替とともにコンビニ収納の重要性が高まってきています。

図8 収納金額種別の割合の推移



【平成27年度決算資料より】

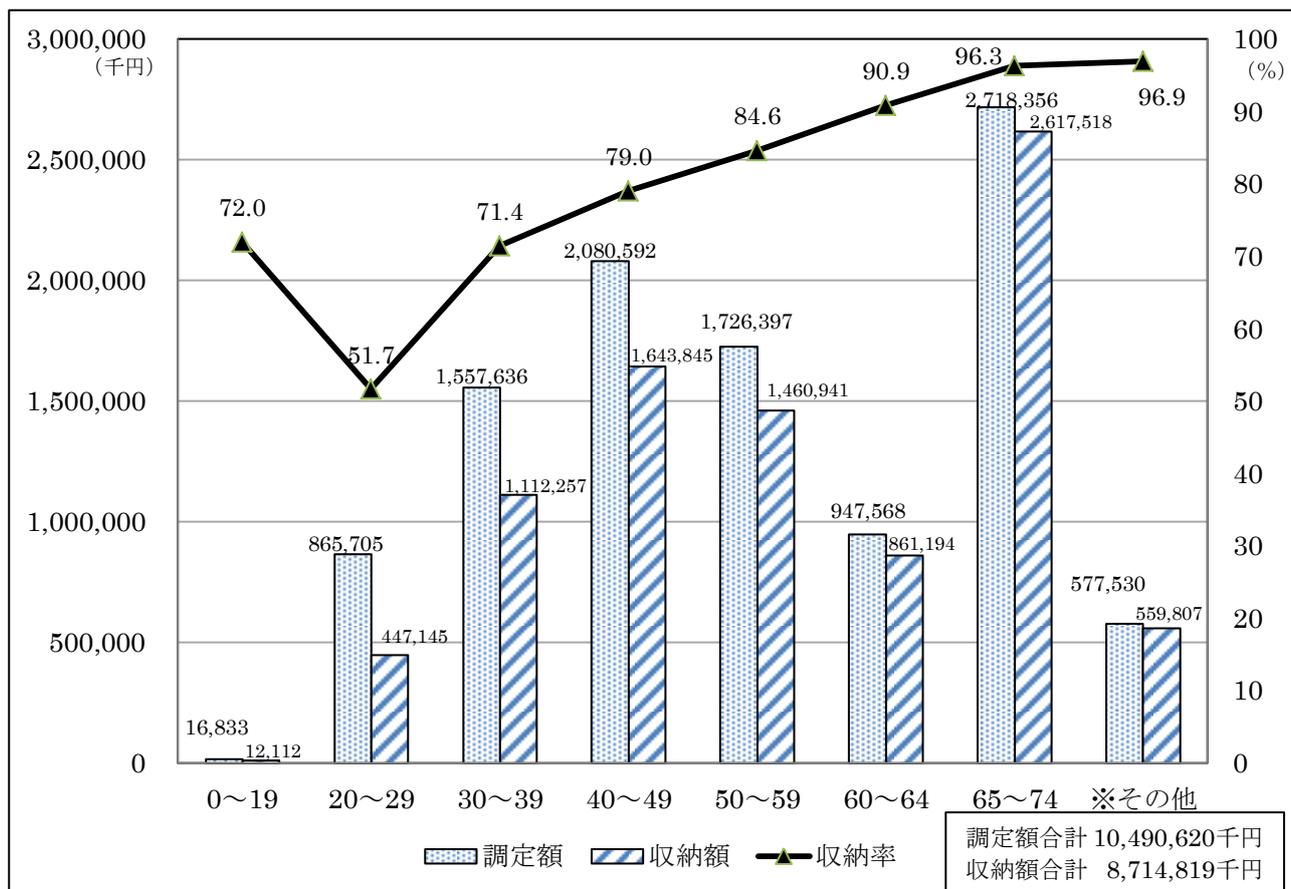
(7) 世帯主の年齢別調定額、収納額、収納率

図 9 は、新宿区国保加入世帯の世帯主の年齢別調定額、収納額を棒グラフで、収納率を折れ線グラフで表しています。収納額を調定額で除したものが収納率となります

世帯主の年齢階級が 20～29 歳の世帯は、収納率が 1 番低く、調定額、収納額ともに低いことが特徴的です。

一方で、※その他を除くと世帯主の年齢階級が 65～74 歳の世帯は、収納率が 1 番高く、20～29 歳と比較すると、調定額は約 3.1 倍、収納額は約 5.9 倍と大きな開きがあることが特徴的です。

図 9 平成 27 年度 年齢別調定額及び収納額、収納率（現年分、退職被保険者含む、還付未済額除く）



※その他は、世帯主が後期高齢者医療制度へ移行した世帯に属する被保険者等

【平成 27 年度決算資料より】

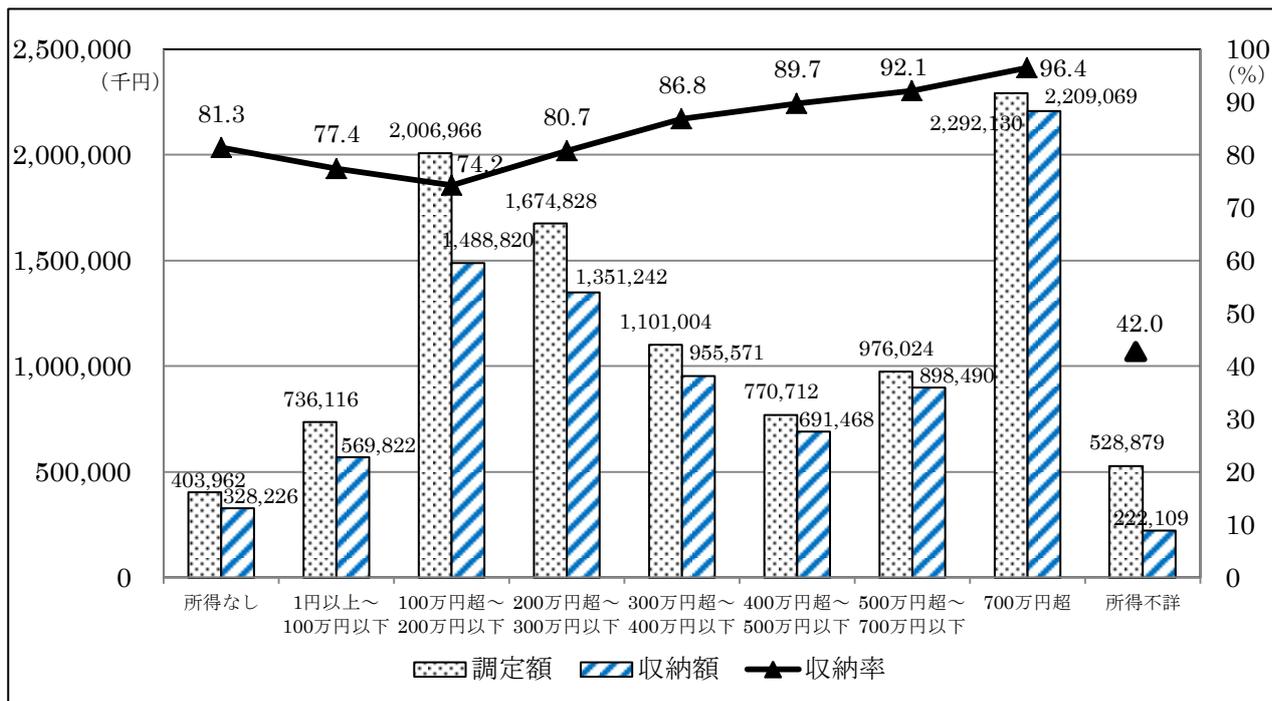
(8) 旧ただし書き総所得別調定額、収納額、収納率

図 10 は、新宿区国保加入世帯の旧ただし書き総所得別調定額、収納額を棒グラフで、収納率を折れ線グラフで表しています。

収納率の 1 番低い 100 万円超～200 万円以下の旧ただし書き総所得階層は、調定額、収納額いずれも 2 番目に高くなっています。

一方、収納率の 1 番高い 700 万円超の旧ただし書き総所得階層は、調定額、収納額いずれも 1 番高くなっています。

図 10 平成 27 年度 旧ただし書き総所得別調定額及び収納額、収納率（同上）



【平成 27 年度決算資料より】

(9) 特別区の現年分収納率比較

国民健康保険制度の円滑な運営のためには、適正な保険料を賦課した上で、確実に収納することが必要不可欠となります。そのための指標として、収納率が年度ごとの取組みの評価や自治体ごとの比較に用いられます。

表 5 は、平成 26 年度の特別区の現年分収納率の上位 3 区と下位 3 区で、表 6 は、新宿区の国民健康保険料現年分収納率の推移です。

表 5 平成 26 年度 特別区の現年分収納率比較

区	千代田	江戸川	文京	…	新宿	渋谷	港	足立	特別区平均
収納率 (%)	90.43	88.62	88.30	…	83.21	82.55	81.79	81.05	85.00

【平成 27 年度「東京都提供資料」より】

表 6 新宿区国民健康保険料現年分収納率推移

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収 納 率 (%)	82.45	82.50	83.21	83.22
特別区における順位	17	19	19	20

【平成 27 年度決算資料より】

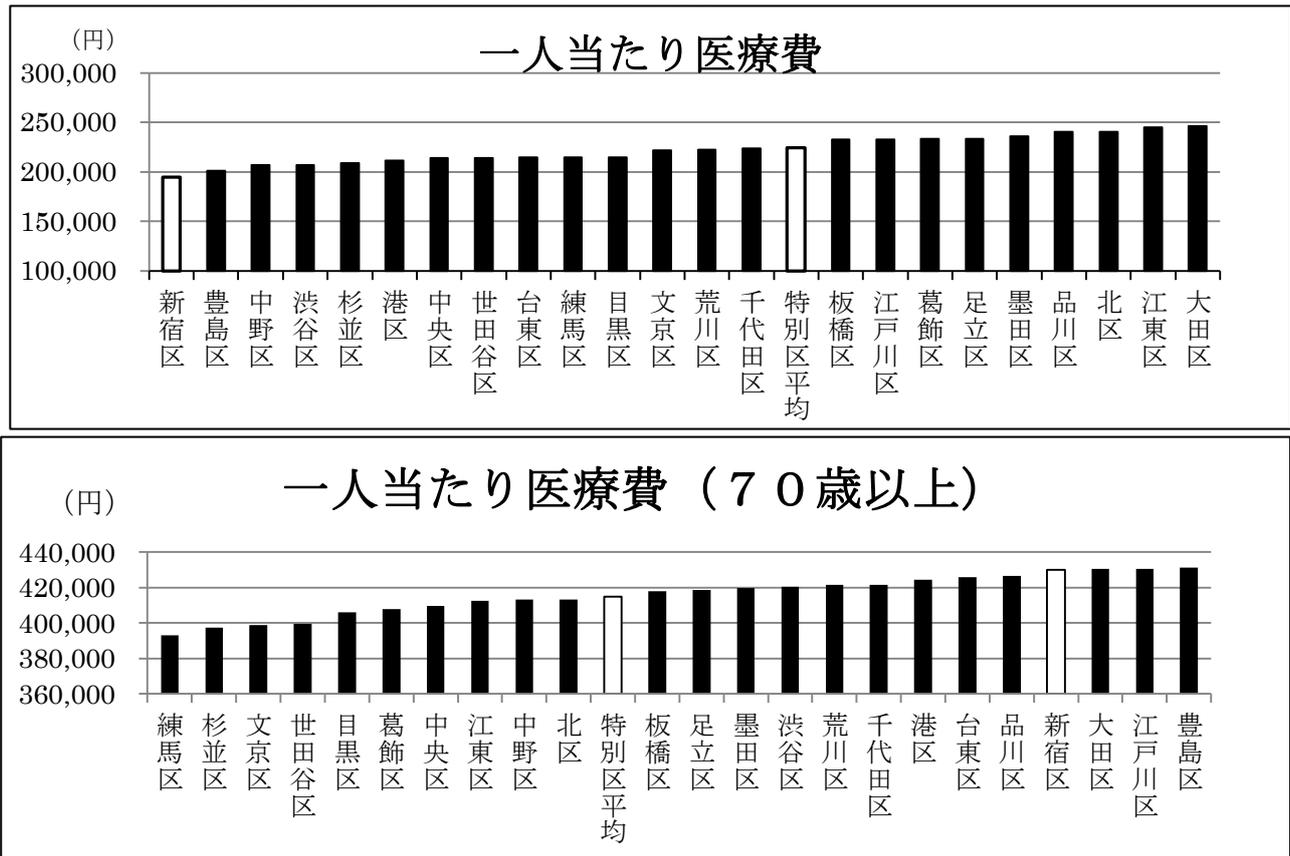
(10) 被保険者一人当たり医療費

図 11 は、平成 26 年度の特別区の一人当たり医療費と特別区平均をグラフ化したものです。この場合における「医療費」とは、入院費用額、入院外費用額、歯科費用額の合計を指し、調剤費用は含みません。

平成 26 年度における新宿区の一人当たり医療費は 194,399 円と 23 区中 1 番低く、特別区平均(224,061 円)と比較しても 30,000 円近くの差があります。

一方、70 歳以上については、新宿区の一人当たり医療費は 429,911 円と特別区の中で、4 番目の高さになっています。

図 11 平成 26 年度特別区の被保険者一人当たり医療費



【平成 27 年度版国民健康保険事業状況分析表より】

(11) 年齢階級別の医療費と被保険者数

図12は、新宿区と近隣区の平成28年3月における年齢階級別医療費の複合グラフです。

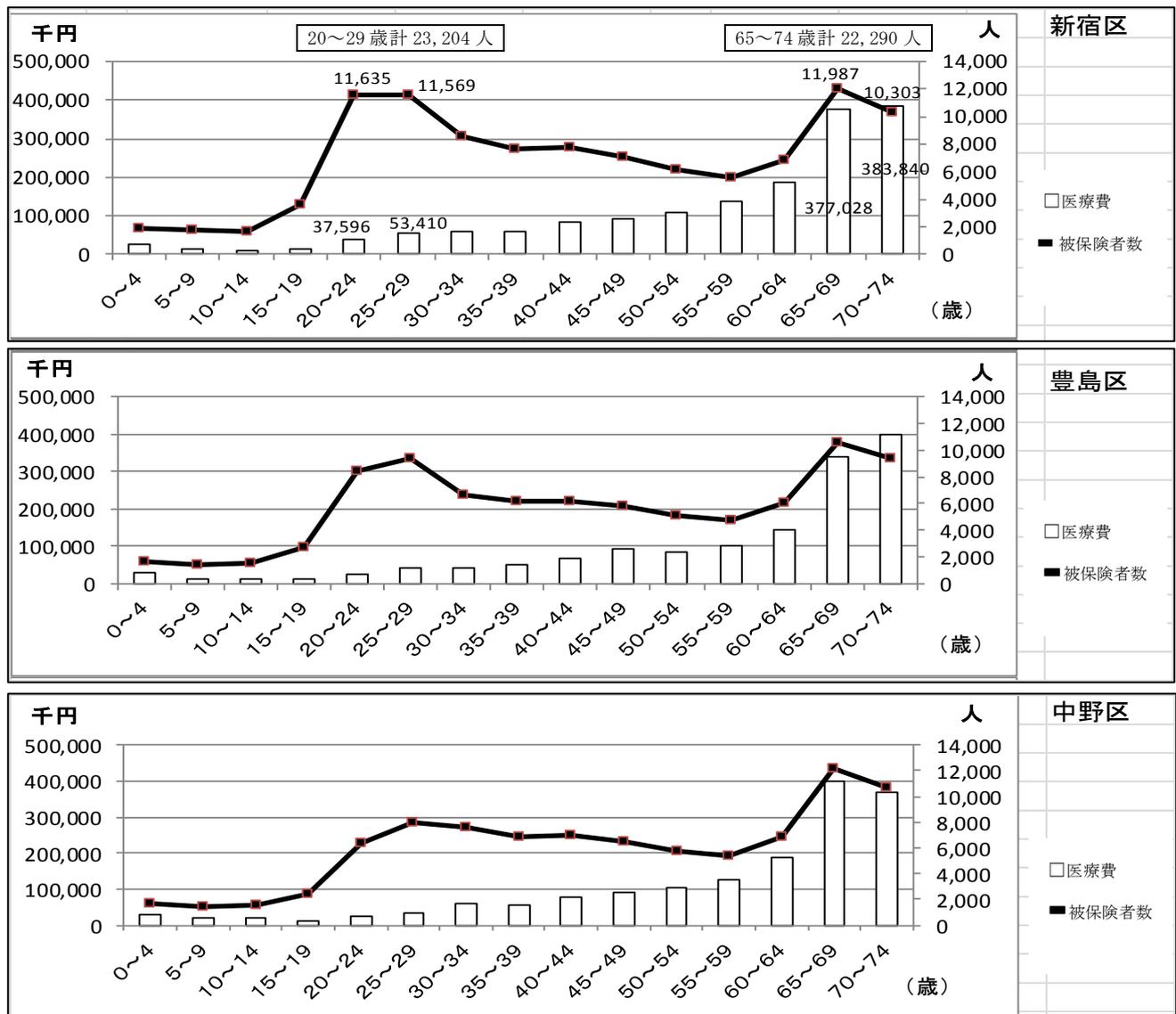
被保険者を5歳ごとの年齢別に分け、それぞれの医療費を棒グラフ、被保険者数を折れ線グラフで表しています。

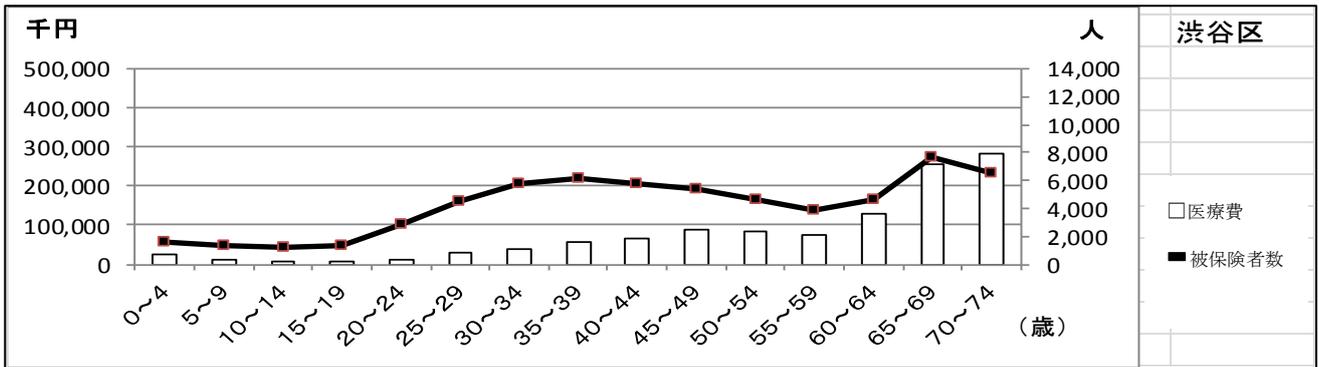
この図から分かるように、新宿区は20～29歳の被保険者数(23,204人)が65～74歳(22,290人)の被保険者数を上回っている一方で、医療費については65～74歳の層で高くなっています。

若くて医療費が低い被保険者が多くいることが、新宿区の一人当たり医療費を引き下げている一因であることが推測されます。

図12 年齢階級別の医療費と被保険者数

(平成28年3月)



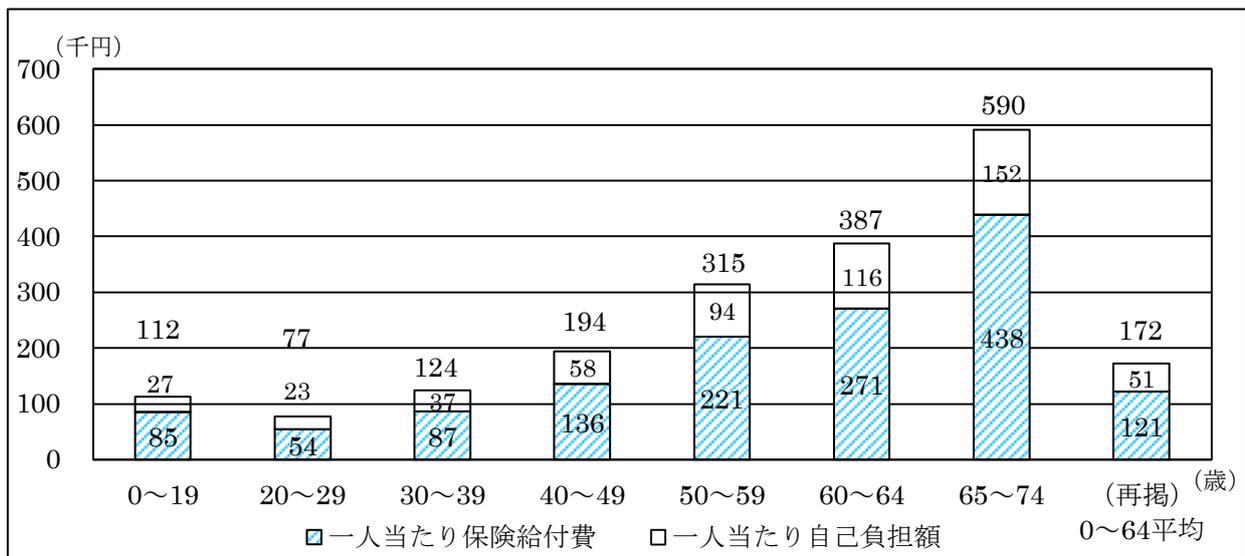


【平成 27 年度版国民健康保険事業状況分析表より】

(12) 年齢別一人当たり保険給付費、一人当たり自己負担額

図 13 は、新宿区のレセプト状況に基づき、入院、入院外、歯科、調剤分について、被保険者一人当たりの保険給付費と被保険者の自己負担額を年齢別に表したものです。65～74 歳では、0～64 歳の平均に対して一人当たり保険給付費は約 3.6 倍、一人当たり自己負担額は約 3.0 倍となっています。

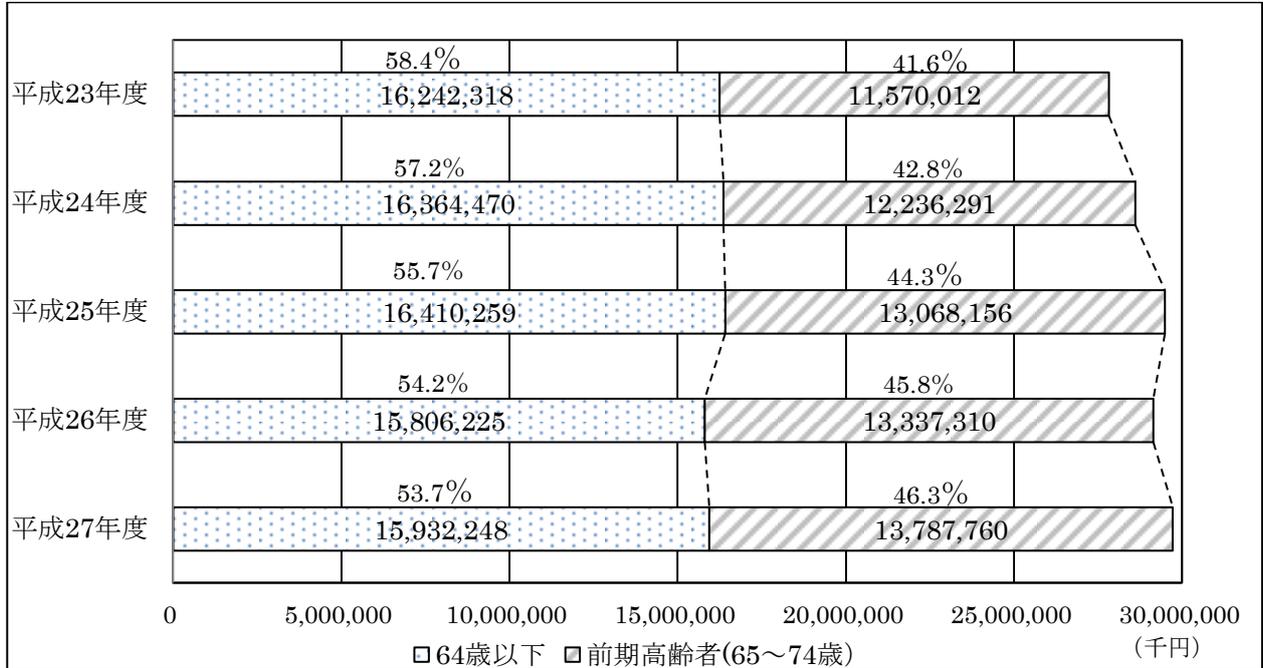
図 13 平成 27 年度 年齢別一人当たり保険給付費、一人当たり自己負担額



【平成 27 年度決算資料より】

- (13) 64歳以下の被保険者・前期高齢者の療養給付費の費用額、療養費、高額療養費の合算額推移
 図14は、64歳以下被保険者、前期高齢者別の療養給付費、療養費、高額療養費の合算額と構成比について過去5か年の推移を表したものです。平成23年度から年々前期高齢者の療養給付費、療養費、高額療養費の合算額と構成比は増加していることが分かります。

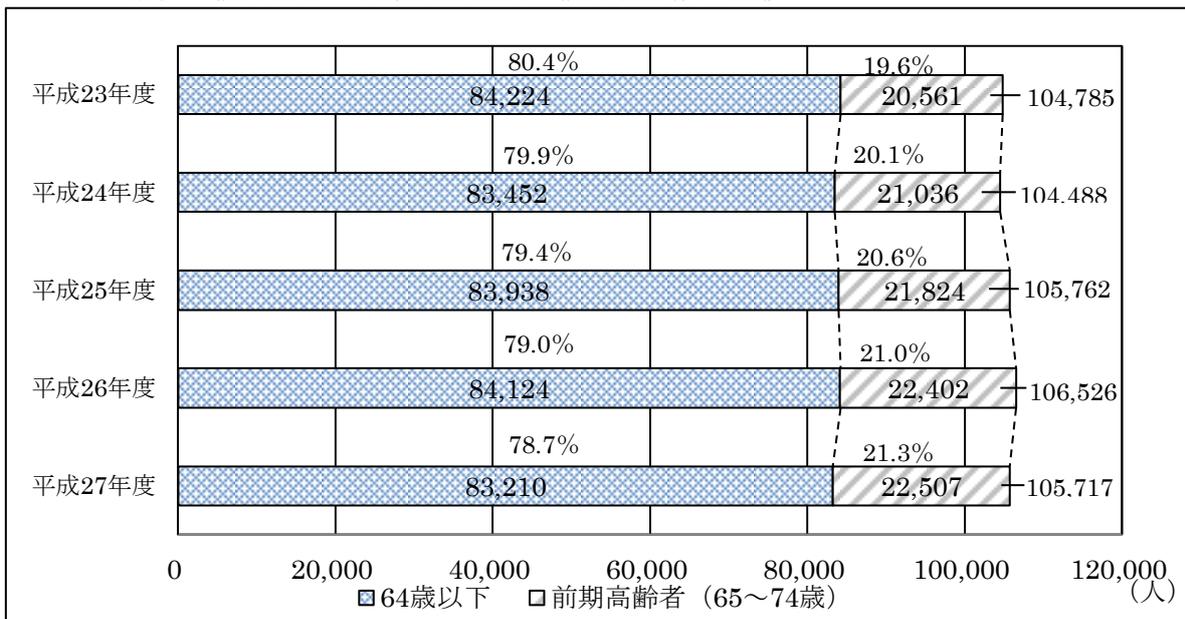
図14 64歳以下被保険者・前期高齢者別 療養給付費の費用額、療養費、高額療養費の合算額推移



【平成27年度決算資料より】

図15は、64歳以下被保険者、前期高齢者別の被保険者数と構成比について過去5か年の推移を表したものです。図14の前期高齢者の療養給付費、療養費、高額療養費の合算額と同様に平成23年度から年々前期高齢者数と構成比は増加していることが分かります。

図15 64歳以下被保険者・前期高齢者別 被保険者数の推移



【平成27年度決算資料より】

3 国民健康保険財政の健全化への取組み

(1) 資格・賦課の適正化

① 所得把握への取組み

前年の所得状況が不明の被保険者に対して毎年2回（4月、11月頃）国民健康保険料に関する申告書を送付しています。

申告の結果、前年に所得がなかったことが判明した場合は、均等割の軽減対象となるため、保険料を再算定しています。

ただし、前年の給与収入が98万円を超えていたり、年金・給与以外の収入があった被保険者は国民健康保険料に関する申告書による申告はできず、税金の申告（税務署での確定申告、区税務課への住民税の申告）が必要となるため、税務課の窓口をご案内しています。

保険料に関する申告書の発送状況は、表7のとおりです。

表7 保険料に関する申告書の発送状況

年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	4月	11月	4月	11月	4月	11月
発 送 月	4月	11月	4月	11月	4月	11月
発 送 件 数 (件)	8,034	2,645	7,534	2,832	7,359	2,445
発 送 件 数 合 計 (件)	10,679		10,366		9,804	
返 信 件 数 (件)	1,322		1,199		965	
返 信 率 (%)	12.4		11.6		9.8	

【平成27年度決算資料より】

なお、外国人のみで構成される世帯については、在留資格の確認や前年の就労状況及び所得の把握が必要であり、窓口で直接聞き取りを行いながら申告書を作成する必要があるため、申告書の送付は行わず、窓口で受け付けています。窓口に来庁してもらうことより、国民健康保険のしくみや保険料について丁寧に説明したうえで、保険料の納付を促しています。

申告書の受付については、資格取得等の各種手続きの際に併せて行っているほか、在留期限の変更に伴い有効期限が更新された被保険者証郵送の際に、未申告の外国人被保険者に対して申告を促すチラシを同封し、機会を捉えた周知を行っています。さらに、区内外の日本語学校等に対して申告を促すチラシの送付を行い、校内での掲示や配布を依頼し、留学生に申告書の提出を周知しています。平成27年度末には73校へチラシを送付しました。

② 居所不明被保険者の居住確認調査の実施

新宿区に居住の実態がないにもかかわらず、住民基本台帳法上の転居届又は転出届をせずに居所不明となる被保険者の方は少なくありません。既に居住の実態がないと思われる被保険者に対して、医療保険年金課では資格及び賦課の適正化に資するため、居住確認調査を慎重に行ったうえで、定期的にその調査結果を戸籍住民課、特別出張所へ情報提供しています。

居住確認調査は、納付相談係が行う後述の現地調査や国保資格係が行う郵便物の返戻状況確認等により行っています。

居所不明被保険者世帯の調査状況は表8のとおりです。

表8 居所不明被保険者世帯の居住確認調査状況

年 度	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	日本人	外国人	日本人	外国人	日本人	外国人
世帯の内訳						
世帯の内訳ごとの件数			521	305	242	149
全居所不明調査対象件数	1,342		826		391	

【平成27年度決算資料より】

③ 国保資格係における資格喪失処理

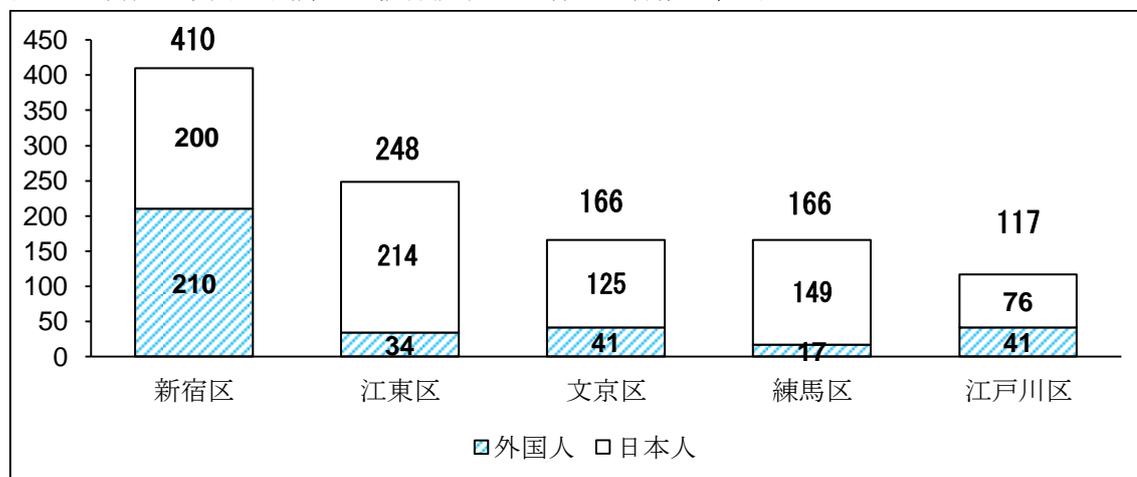
国保資格係では、戸籍住民課等への情報提供により、その後住民票が削除された世帯について、前述の居住確認調査により居所不明と認定された日に遡って、職権により国保の資格を喪失させています。平成26年度は410件、平成27年度は296件（うち外国人世帯127件）の世帯について、職権による資格喪失処理（職権消除）を行いました。

職権消除又は法務省通知により資格が喪失した世帯は合計で、平成26年度は433件、平成27年度は314件でした。

平成26年度の特別区全体の資格喪失処理件数1,869件のうち、新宿区の資格喪失処理件数は、約21.9%を占めており、居所不明世帯の資格喪失処理件数としては23区中第1位です。

平成26年度の居所不明被保険者の事務処理件数上位5区は、図16のとおりです。

図16 平成26年度 居所不明被保険者の事務処理件数上位5区



【平成27年度「東京都提供資料」より】

(2) 収納率の向上対策

収納率の向上は、新宿区医療保険年金課の最重要課題です。新宿区は、以下のような様々な取組みにより収納率の向上を目指しています。

① 資格の適正化への取組みによる収納率の向上対策

ア 二重加入状態の国保資格職権喪失処理

被保険者の中には、社会保険（勤務先の健康保険）に加入後、国保の資格喪失手続きを取らず、健康保険が二重加入状態になっている方がいます。

保険料未納の期間が長く続いている方で、社会保険の加入が判明した場合などは、保険者（新宿区）側で対象者の国保資格を喪失（職権喪失）させ、保険料の賦課をなくすことで結果的に収納率の向上につなげています。

新宿区における二重加入状態の国保資格職権喪失処理の実績は、表 9 のとおりです。

表 9 新宿区における二重加入状態の国保資格職権喪失処理の実績（平成 26・27 年度）

実施時期	平成 26 年 9 月	平成 27 年 2 月	平成 27 年 9 月	平成 28 年 2 月
件数（件）	88	49	59	32
減額した調定額（円）	228,275,709	8,145,055	12,858,512	10,744,263

【平成 27 年度決算資料より】

イ 居住確認調査（不現住調査）

納付相談係では、催告書などの書類が宛先不明で返戻となった世帯を対象に住民登録上の住所に居住しているか確認する現地調査を実施しています。実際に区内に居住している人へのみ保険料を賦課することにより、結果的に収納率の向上につながります。

② 収納対策の取組みによる収納率の向上対策

ア 口座振替について

口座振替は納め忘れがなく、安定的な支払方法であり、収納金額で一番高い割合を占めています。しかし、新宿区では口座の加入率が年々低下しているのが現状です。

イ 口座振替世帯への電話催告

4 回連続で口座振替が不能になった場合は口座振替が取消になります。そこで、口座振替が 2 回連続で不能の世帯を対象に電話による催告を行っています。

これは口座振替加入率維持を目的とした取組みです。表 10 は年度別の催告件数と催告対象の収納率です。

表 10 口座振替世帯への年度別の催告件数と催告対象の収納率

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
催告世帯数（世帯）	633	550	475
催告金額（円）	38,425,629	33,079,862	25,222,183
収納世帯数（世帯）	306	263	250
収納金額（円）	17,826,759	15,246,449	13,816,702
収納率（世帯）（%）	48.3	47.8	52.6
収納率（金額）（%）	46.4	46.1	54.8

【平成 27 年度決算資料より】

ウ 督促状の発送

保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、各月の納期限後 20 日以内に督促状により督促することとなっています。

過去 3 か年の督促状の発送件数、督促金額の合計は表 11 のとおりです。

表 11 督促状の発送件数及び督促金額の合計

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
発送件数 (件)	271,865	285,843	286,720
督促金額合計 (円)	3,098,451,546	3,180,746,694	3,132,427,775

【平成 27 年度決算資料より】

エ 催告書の発送

保険料の滞納がある世帯に対して、年に 3 回催告書兼納付書を送付して納付を促しています。過去 3 か年の催告書発送件数及び納付額は表 12 のとおりです。

表 12 催告書の発送件数及び催告書による収納額 (平成 28 年 6 月末時点)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
発送件数 (件)	83,235	85,758	90,183
収納額合計 (円)	306,528,657	311,251,048	357,573,989

【平成 27 年度決算資料より】

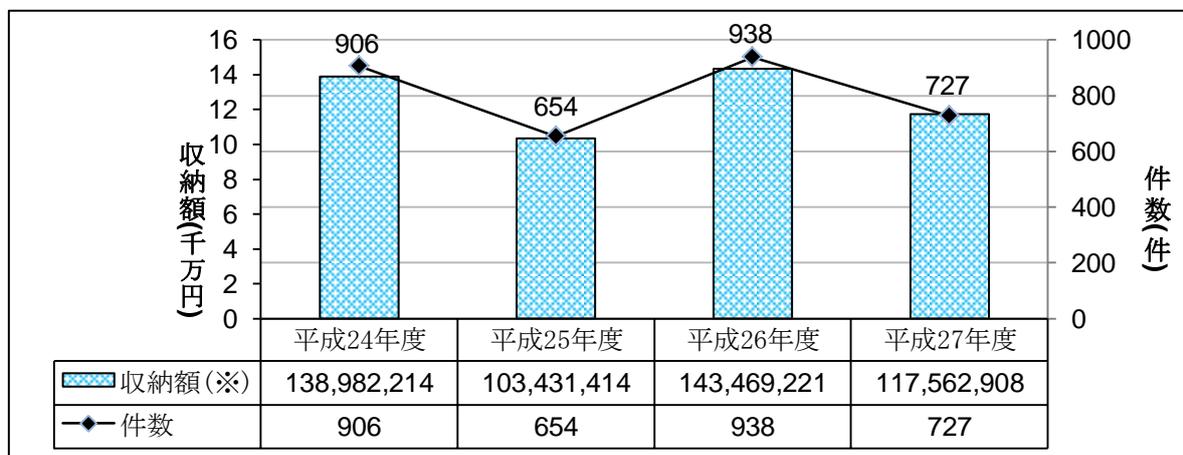
オ 国保料電話催告センターによる架電

平成 23 年 10 月から納付勧奨の架電・受電のみを専門的に行う国保料電話催告センターを運営委託し、毎月約 7,000 件の架電を行っています。滞納額が少額の世帯を中心に納付勧奨を行い、滞納の早期解消を促す役割を果たしています。

カ 滞納処分の実施

督促状や催告書による再三の催告にもかかわらず納付をしない滞納者に対しては、差押などの滞納処分を実施しています。過去 4 か年の差押の件数及び差押による収納額は図 17 のとおりです。

図 17 新宿区における国民健康保険料差押件数及び収納額 (※)



※収納額…取立額と差押による自主納付 (分割納付含む) の合計収納額 【平成 27 年度決算資料より】

滞納処分は様々な催告に対しても納付の相談や連絡のない滞納者に対する最終的な法的徴収手段であり保険料徴収において重要な方法です。

しかし、強制執行処分であるため十分に調査を行ったうえで、慎重に執行することが求められています。

キ 短期証・被保険者資格証明書の交付

保険料の滞納がある世帯に対しては、有効期限が保険証更新から1年間の保険証（以下、「短期証」といいます。）を交付しています。

また、滞納が長期にわたって続く世帯に対しては、医療機関受診時に被保険者が医療費の10割を負担する被保険者資格証明書（以下、「資格証」といいます。）を交付することもあります。

短期証・資格証の交付件数は表13、事由別資格証解除世帯数は表14のとおりです。短期証や資格証を交付することにより滞納者との接触の機会を増やし、納付の機会や減額制度の案内につなげています。

表13 新宿区における短期証・資格証の交付世帯数 (単位：世帯)

	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
短期証	7,093	2,914	5,583
資格証	2,565	2,154	2,542
合計	9,658	5,068	8,125

【平成27年度決算資料より】

表14 事由別資格証解除世帯数 (単位：世帯)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
完納	157	135	91
一部納付及び納付誓約	194	223	181
均等割減額	282	443	341
公費負担医療の該当	2	0	1
特別な事情（病気・入院・失業・破産など）	25	20	12
18歳未満の世帯員の加入、70歳到達	7	4	4
滞納処分による納入	1	7	7
計	668	832	637

【平成27年度決算資料より】

(3) 医療費の適正化

① レセプト内容点検・資格点検の強化

医療保険年金課では、非常勤職員である国民健康保険調査員がレセプトの内容点検を行っています。内容点検には「突合点検」と「縦覧点検」があります。

「突合点検」では、医科レセプトと調剤レセプトの組み合わせを見比べて、医薬品の適応や投与量等の点検を行います。

それに対し「縦覧点検」では、同一医療機関の同一患者の過去6か月分のレセプトを見比べて、単月のレセプトでは確認できない重複請求や算定回数に制限のあるものなどの点検を行います。

レセプト点検を行った結果、レセプト内容に疑義がある場合は、審査機関である東京都国民健康保険団体連合会に申し立てをします。申し立てが認められた場合は、診療報酬点数(1点10円)が減額されます。レセプトの内容点検の結果による削減額は、表15のとおりとなっています。

表15 新宿区におけるレセプト内容点検の結果による削減額

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
削減額	63,567,000円	51,282,000円	46,217,000円	52,319,000円
レセプト請求に係る保険者負担額に対する割合(※効果率)	0.34%	0.26%	0.22%	0.24%
特別区の平均効果率	0.35%	0.35%	0.35%	0.33%

【平成27年度「東京都提供資料」より】

※効果率とは、レセプト資格点検・内容点検による削減額をレセプト請求に係る保険者負担額で除いたものです。医療保険年金課では、平成29年度の効果率の目標である0.35%に向け取り組んでいます。

減少が続いていた削減額は、平成27年度は増加に転じました。引き続き、効率的なレセプト点検となるよう、点検方法の改善を図っていきます。

② ジェネリック医薬品の普及啓発・利用促進

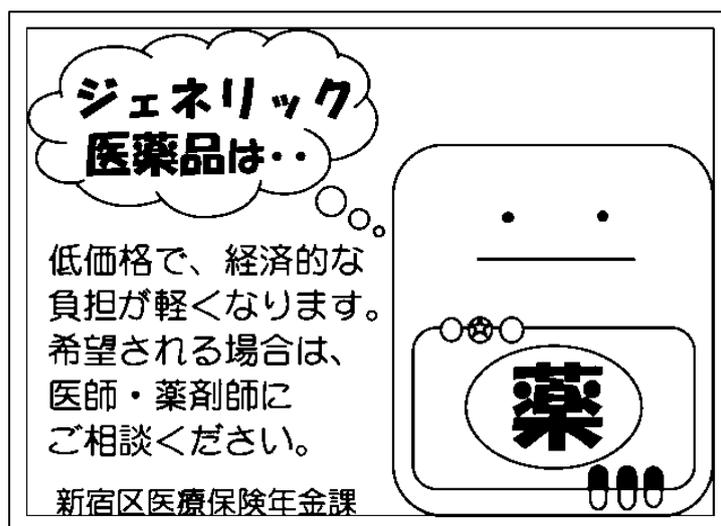
ジェネリック医薬品の利用を促進することで、被保険者の自己負担額を軽減するとともに、保険給付費を削減することが可能となります。

医療保険年金課ではこれまで、ジェネリック医薬品の普及啓発のため、医療保険年金課及び特別出張所の窓口において「ジェネリック医薬品希望カード」や、国民健康保険被保険者証に貼付できる「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行ってきました。

窓口配付や保険料納入通知書に同封している小冊子「くらしと国保」にも「ジェネリック医薬品希望カード」のページを設けるほか、平成27年度の被保険者証更新時には、被保険者証の台紙と一体化した「ジェネリック医薬品希望シール」を交付しました。

また、平成27年度から新たに、区立図書館が発行する貸出レシートの裏面に図18のようなジェネリック医薬品の使用を促進する文言の掲載を行っています。

図 18 区立図書館貸出レシートの裏面



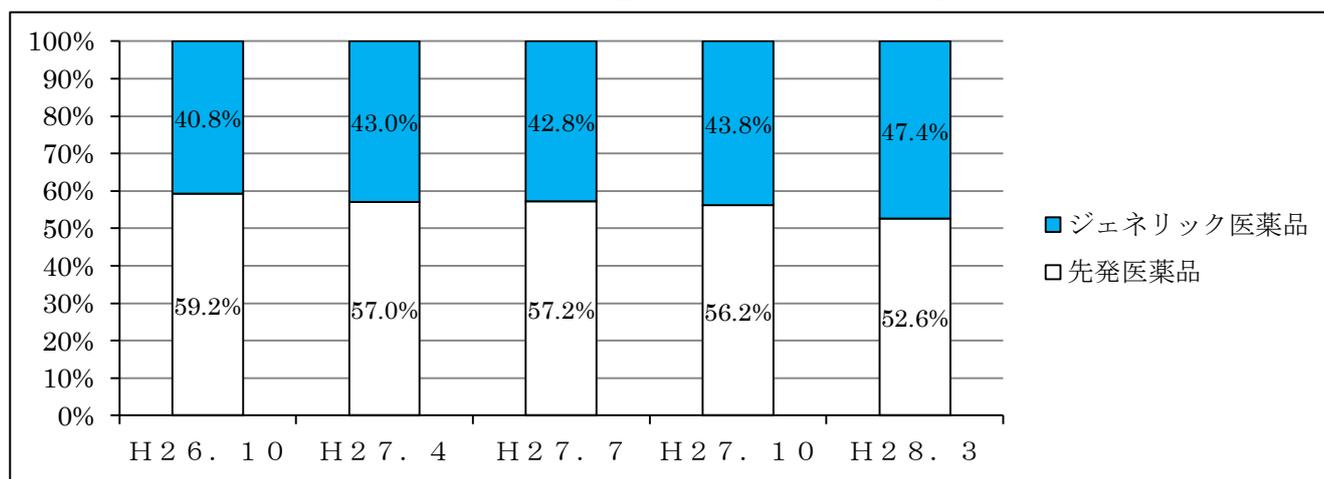
③ ジェネリック医薬品差額通知書

平成 26 年度から、被保険者に対して年 3 回「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しています。これは、現在使用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額をどれだけ軽減することができるかを通知するものです。

平成 27 年度は、延べ人数で 18,681 人に差額通知書を発送しました。

図 19 は、平成 26 年 10 月、27 年 4 月、7 月、10 月、平成 28 年 3 月調剤分のそれぞれにおける新宿区のジェネリック医薬品の数量ベース利用率を示しています。利用率はわずかながら増加傾向にあります。

図 19 新宿区におけるジェネリック医薬品 数量ベース利用率（一般・退職被保険者合計）



【東京都国民健康保険団体連合会提供データより作成】

※各医薬品の利用率の算出にあたっては、ジェネリック代替不可先発医薬品を含まない。

4 事業の目標値及び実績

平成 27 年度に作成したデータブックにおいて、各事業の目標値を設定し、国民健康保険財政の健全化に向け、積極的に取り組んでいくこととしました。

平成 27 年度の実績は次のとおりです。

1 国民健康保険資格喪失届出勧奨に対する届出率

社会保険に加入している可能性がある世帯に対して、電話及び郵送により資格喪失届出の勧奨を行っています。平成 27 年度の実績では、資格喪失届出勧奨通知の送付や電話勧奨などを積極的に行ったことから、目標を超える成果を挙げることができました。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	35%	38%	40%
実 績	33%	37.3%	—	—

2 口座振替利用率

口座振替利用率は前年度に比べ低下し、目標を達成することができませんでしたが、コンビニ収納額の割合が増加し、現年分収納率が改善したことなども踏まえ、適切な目標設定について検討する必要があります。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	26%	27.5%	29%
実 績	25.25%	23.97%	—	—

3 現年分収納率

引き続き高額滞納者への重点的な取り組みを実施するとともに、居住確認調査に基づく資格喪失処理を的確に行うことで保険料賦課を適正化し、目標の達成に向け収納率の向上に努めます。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	83.5%	84.0%	84.5%
実 績	83.21%	83.22%	—	—

4 レセプト点検効果率

目標達成にはわずかに及ばなかったですが、国民健康保険連合会が実施する研修等をとおして、レセプト点検事務を行う国民健康保険調査員の資質向上に取り組むことで、前年度より実績が向上しました。引き続き目標達成に向け取り組んでいきます。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	0.26%	0.30%	0.35%
実 績	0.22%	0.24%	—	—

5 ジェネリック医薬品利用率

目標達成にはわずかに及ばなかったですが、慢性疾患以外にもジェネリック差額通知の対象拡大を行ったことから、前年度に比べ2.4ポイント向上しました。引き続き目標達成に向け、効果的な通知方法を検討していきます。

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 値	—	45%	50%	55%
実 績	42.1%	44.5%	—	—

※ 医療保険年金課のデータブック内の表、図の％表示については、単位未満を四捨五入し端数調整を行っていないため、合計が100とならない場合があります。